

作動状態記録装置試験

1. 総則

作動状態記録装置試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号) 別添「作動状態記録装置の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

2.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

2.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

付表

作動状態記録装置の試験記録及び成績

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

◎試験自動車

車名・型式 (類別) 車台番号

記録装置型式

◎試験成績

項番号	項目	判定	備考
3.1.	データ要素		
3.1.1	作動状態記録装置は、次に掲げる項目を特定できる情報を保存できるものであること。なお、複数の項目に係る時刻が同じものとなる場合、単一の時刻の記録としてもよい。	適・否	
3.1.1.1.	自動運行装置の作動状況が別の状況に変化した時刻	適・否	
3.1.1.2.	自動運行装置による引継ぎ要求が発せられた時刻	適・否	
3.1.1.3.	自動運行装置がリスク最小化制御を開始した時刻	適・否	
3.1.1.4.	自動運行装置の作動中に運転者が、かじ取装置又は制動装置若しくは加速装置の操作装置への操作によりオーバーライドした時刻	適・否	
3.1.1.5.	運転者が対応可能でない状態となった時刻	適・否	
3.1.1.6.	自動運行装置が故障のおそれのある状態となった時刻	適・否	
3.2.	データ形式		
3.2.1.	3.1.1.1. から 3.1.1.6. までの掲げる各データ要素は、他のデータ要素と混同を生じさせずに認識されるものでなければならない。	適・否	
3.3.	データ保存		
3.3.1.	3.1. の情報の記録を次の3.3.1.1. 又は3.3.1.2. に掲げる期間のうちいずれか短い期間保存できること。この場合において、作動状態記録装置のデータの保存量が記録のための容量に達した場合は、追加のデータを保存するために最も早く保存されたデータを消去してもよい。	適・否	
3.3.1.1.	6カ月間		
3.3.1.2.	当該情報が記録された後に、2500 回を超えて 3.1.1.1. から 3.1.1.6. までの掲げる情報を記録するまでの間		
3.4.	データの取得		
3.4.1.	データは、市販されている手段又は電子通信インターフェースにより取得できなければならない。車載の主要電源が利用できない場合には、時刻を伴うデータは作動状態記録装置から取得できなければならない。衝撃を受けた後でも時刻を伴うデータは作動状態記録装置から取得できなければならない。	適・否	
3.5.	改ざんに対する保護		
3.5.1.	改ざん防止のための設計又はその他の方法により保存されたデータの改ざんに対して適切に保護されていなければならない。	適・否	